

●香川県告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、綾川町長から届出があった。

平成22年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

綾歌郡綾川町山田下字吉田	綾歌郡綾川町山田下字吉田1453の2、1455に隣接する字末則の道路、水路である町有地の一部
	綾歌郡綾川町山田下字吉田1363の1、1363の2、字市場2035の1に隣接する字市場の道路、水路である町有地の一部並びに字吉田1375の4の地先の字市場の水路である町有地の一部
	綾歌郡綾川町山田下字吉田1361、1362の1、1363の1に隣接する字蔵廻の水路である町有地の一部
綾歌郡綾川町山田下字末則	綾歌郡綾川町山田下字吉田1455の一部、1456の一部、1458の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である町有地の全部
	綾歌郡綾川町山田下字市場1948の1の一部、1948の2から1948の4まで、1950の一部、1952の一部、1966の2の一部、1966の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部
	綾歌郡綾川町牛川字川原503の1、503の2、503の3の一部、503の4の一部、503の9、507の1、508の1、508の2、509、511の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部
	綾歌郡綾川町北字上川原1488の5、1489の4、1489の8及びこれらの区域に介在する道路、水路である町有地の全部
綾歌郡綾川町山田下字市場	綾歌郡綾川町山田下字吉田1376の2、1499の一部、1451の1の一部、1451の2の一部、1452の1の一部、1453の2の一部及びこれらの区域に介在する道路である町有地の全部
	綾歌郡綾川町山田下字末則1881の1の一部、1882の1、1883の一部、1885の一部、1888から1891までの各一部、1892の1の一部、1895の1の一部、1896の1の一部、1897の1の一部、1897の2の一部、1898の1の一部、1902の一部、1903の一部、1904、1905、1906の一部、1907、1908、1909の1の一部、1909の2の一部、1910の一部、1912の1の一部、1918の一部、1927の1の一部、1927の5の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部

	<p>綾歌郡綾川町山田下字蔵廻2104の2の一部、2104の3の一部、2105の一部、2305の一部、2307の一部、2308の1の一部、2308の2の一部、2316の一部、2327の一部、2328の一部、2335の1の一部、2336の1、2337の1の一部、2338の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部</p>
	<p>綾歌郡綾川町牛川字川原503の3の一部、503の4の一部、503の9の一部及びこれらの区域に介在する道路である町有地の全部</p>
綾歌郡綾川町山田下字蔵廻	<p>綾歌郡綾川町山田下字市場2060の一部、2061の一部、2088の一部、2090から2092までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部並びに字蔵廻2307、2308の2、2315、2316に隣接する道路である町有地の一部</p>
綾歌郡綾川町北字上川原	<p>綾歌郡綾川町山田下字末則1723の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である町有地の全部並びに1722の地先の道路、水路である町有地の全部</p>